

# 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理

## 対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

Estimation of population for waste water purifier of buildings

### 1. 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

### 2. 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

### 3. 特殊の建築用途の適用

3. 1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
3. 2 同一建築物が 2 以上の異なる建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 3 2 以上の建築物が共同で屎尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2 以上の異なる建築用途に使用する場合には、3. 2 及び 3. 3 の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「処理対象人員 (n) 1 人当たりの汚水量及び BOD 量参考値」

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n) 1 人当たりの汚水量及びBOD量参考値 <sup>(注4)</sup>		1 日の排水時間
			算定式	算定単位	水量負荷算定 (L/人・日)	BOD量負荷算定 (g/人・日)	
1	集会場施設関係 イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	200	30	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12
		競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C <sup>(注1)</sup> : 総便器数 (個)	150	40	1 0
	ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	155	40	1 5

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 <sup>(注4)</sup>		1日の排水時間
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)	
2	住宅施設関係	イ 住宅	A ≤ 130の場合	n = 5	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	1 2
			130 < A の場合	n = 7				
			台所が2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の場合	n = 10				
		ロ 共同住宅		n = 0.05 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> ) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室 <sup>(注2)</sup> だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。	200	40	1 2
		ハ 下宿・寄宿舎		n = 0.07 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	28	8
		ニ 学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		n = P	n : 人員(人) P : 定員(人)	200	40	8 (但し老人ホーム10)
3	宿泊施設関係	イ ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合	n = 0.15 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	1 0
			結婚式場又は宴会場をもたない場合	n = 0.075 A		400	40	
		ロ モーテル		n = 5 R	n : 人員(人) R : 客室数	200	30	8
		ハ 簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		n = P	n : 人員(人) P : 定員(人)	200	40	
4	医療施設関係	イ 病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 n = 8 B	n : 人員(人) B : ベッド数(床)	125	40	1 2
			300床以上の場合	n = 11.43(B - 300) + 2,400		113	36	
			業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 n = 5 B		200	30	
			300床以上の場合	n = 7.14(B - 300) + 1,500		182	27	
		ロ 診療所・医院		n = 0.19 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	130	40	8

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 <sup>(注4)</sup>		1日の排水時間
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)	
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット	n = 0.075 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	30	8
		ロ	百貨店	n = 0.15 A		200	30	
		ハ	飲食店	n = 0.72 A		180	40	8
			一般の場合	n = 2.94 A		90	40	
			汚濁負荷の高い場合	n = 0.55 A		200	40	
		ニ	喫茶店	n = 0.80 A		200	30	10
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	n = 0.075 A	n : 人員(人) A : 延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	30	8
		ロ	パチンコ店	n = 0.11 A		200	30	12
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	n = 0.15 A		200	30	8
		ニ	ディスコ	n = 0.50 A		200	30	6
		ホ	ゴルフ練習場	n = 0.25 S	n : 人員(人) S : 打席数(席)	200	30	10
		ヘ	ボーリング場	n = 2.50 L	n : 人員(人) L : レーン数(レーン)	200	30	
		ト	バッティング場	n = 0.20 S	n : 人員(人) S : 打席数(席)	200	30	
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	n = 3 S	200	30	
				ナイター設備を設けない場合	n = 2 S	200	30	
		リ	遊園地・海水浴場	n = 16 C	n : 人員(人) C <sup>(注1)</sup> : 総便器数(個)	150	40	7
		ヌ	プール・スケート場	n = (20 C + 120 U) ÷ 8 × t	n : 人員(人) C : 大便器数(個) U <sup>(注3)</sup> : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t : 1.0~2.0	—	—	10

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 <sup>(注4)</sup>		1日の排水時間
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)	
6	娯楽施設	ル	キャンプ場	n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	125	40	8
		ヲ	ゴルフ場	n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250	26	10
7	駐車場関係	サービスエリア	便所	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	135	40
				観光部	n=3.83P		115	40
				売店なしPA	n=2.55P			
			売店	一般部	n=2.66P			
				観光部	n=2.81P			
		ロ	駐車場・自動車車庫		n = (20C + 120U) ÷ 8 × t	n:人員(人) C:大便器数(個) U <sup>(注3)</sup> :小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t:0.4~2.0	—	—
		ハ	ガソリンスタンド		n=20	n:人員(人) 1営業所当たり	—	—
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校		n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	200	36
		ロ	高等学校・大学・各種学校		n=0.25P		200	36
		ハ	図書館		n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	30

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		処理対象人(n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 <sup>(注4)</sup>		1日の排水時間	
				算定式	算定単位	水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)		
9	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	8
				業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A		270	40	
10	作業場関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	133	40	工場・作業所交代勤務無 8 〃 有12~24 研究所・試験所 8
				業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P		200	30	
11	1から10の用途に属さない施設	イ	市場	n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	10	
		ロ	公衆浴場	n=0.17A		200	10	12	
		ハ	公衆便所	n=16C	n:人員(人) C <sup>(注1)</sup> :総便器数(個)	—	—	8	
		二	駅・バスターミナル	P<100,000の場合	n=0.008P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	—	—	始発～最終
				100,000≤P<200,000の場合	n=0.010P		—	—	
				200,000≤Pの場合	n=0.013P		—	—	

\*1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

\*2 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

\*3 女子専用便所にあっては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。

\*4 処理対象人員1人あたりの汚水量及びBOD量は合併処理浄化槽に流入する場合に適用する。単独処理浄化槽の場合は一人当たり水量50リッタ、BOD量13gとする